

# ネットのトラブル事例と罰則

※児童とは18歳未満の者をいう。

※事案の状況により罰則が異なる場合があります。

作成：特定非営利活動法人 IT サポートさが (2022年8月1日時点)

よくある事例	解説	罰則
●勝手に友人や知り合いの趣味趣向や、個人情報を書き込んだ。	【不法行為】 許可なく他人の個人情報を公開した場合は、プライバシーの侵害となり、損害賠償請求の対象となる場合がある。	不法行為による損害賠償（民法709条） 故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。
●SNSや掲示板に友だちの悪口を書き込んだ。 ●先生の誹謗中傷を書き込んだ。	【名誉毀損】 名誉毀損罪にいう名誉毀損とは「公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損する」ことをいう。 その人の社会的評価を低下させる事項。  【侮辱罪】（刑法改正、2022.7.7施行） 侮辱罪にいう侮辱とは「公然と人を侮辱する」ことをいう。	■名誉毀損（刑法230条） 3年以下の懲役、若しくは禁錮または50万円以下の罰金。 ■名誉棄損（民法709条・710条・723条） 損害賠償責任を負う。 ■侮辱罪（刑法231条） 事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、1年以下の懲役若しくは禁錮若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。
●ネット上に自分と同じ考えの人の文章があったので、作者に無断でコピーして使用した。 ●アニメのキャラクターを作者に無断でSNS等に貼り付けた。 ●動画投稿サイトが提供している楽曲以外の曲を著作権者に無断で使用して動画を投稿した。	【著作権法違反】 著作人人格権、著作権、出版権、実演家人格権又は著作隣接権を侵害する行為。	被害者である著作権者が告訴することで侵害者を処罰することができる。（親告罪） 著作権、出版権、著作隣接権の侵害は、10年以下の懲役又は1000万円以下の罰金、著作人人格権、実演家人格権の侵害などは、5年以下の懲役又は500万円以下の罰金。
●好きな歌手の曲を無料サイトから違法と知っていたがダウンロードした。 ●無断公開された漫画（海賊版）をダウンロードした。	【著作権法違反】 音楽や映像作品、漫画、小説、ゲーム、コンピューターソフトなど、全ての著作物を含む。	私的使用目的であっても、無断でアップロードされていることを知っていて、かつダウンロードする著作物等が有償で提供・提示されていることを知っていた場合、2年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金。
●他人のメールアドレスやアカウント、ID、パスワードなどを無断で使った。	【不正アクセス禁止法】（不正アクセス行為） 他人の識別符号を無断で入力する行為。 また、セキュリティホールを攻撃して利用可能とする行為。	3年以下の懲役又は100万円以下の罰金
●友だちのメールアドレスやアカウント、ID、パスワードなどを無断で他の人に教えた。ネットに公開した。	【不正アクセス禁止法】（不正アクセス行為を助長する行為） 識別符号の情報を教える行為。教える方法はホームページ、電子メール、電話等手段を問わない。	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
●不正な手段を使って他の利用者のアカウントやID・パスワードを盗んだ。 ●また、不正アクセスする目的で、他人のアカウントやID・パスワードを保管していた。	【不正アクセス禁止法】（不正に要求・取得する行為）  【不正アクセス禁止法】（不正に保管する行為）	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
●ネットゲームのID・パスワードを盗むプログラム（ウィルス）を作って、便利ツールに見せかけて交流掲示板等でばらまいた。	【不正指令電磁的記録作成罪（ウィルス作成罪）】 他人のパソコン等で実行する目的でウィルスを作成する行為、提供する（送りつける）行為、実行する行為は違法。	不正指令電磁的記録作成罪（刑法168条の2第1項） 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
●特定の人にSNSで何回も嫌がらせのメッセージを送った。 ●拒否されているのに、特定の人やSNSに何度もコメントした。	【ストーカー規制法違反】 拒否されたにも関わらず嫌がらせメッセージを送りつけるような「つきまとい行為」を何度も繰り返すと「ストーカー行為」になることがある。	「ストーカー行為」違反なら1年以下の懲役又は100万円以下の罰金。 公安委員会（警察）からの禁止命令に違反すれば2年以下の懲役または200万円以下の罰金。

<p>●友だちに対して「殺すぞ」「痛い目にあわせてやる」「裸の画像をネットにばらまいてやる」等のメッセージを送った。</p> <p>●SNSで「ネットにさらすぞ」「ばらまくぞ」と脅しながら写真や動画を要求した。</p>	<p>【脅迫罪】 危害を加えることを具体的に、明らかにしているのが脅迫罪にあたる。実際に相手が恐怖を感じるかは無関係であり、一般的に畏怖するに足りる内容であれば成立する可能性がある。</p> <p>【強要罪】 相手の望まない行為を強制した場合は強要罪となることがある。</p>	<p>■脅迫罪（刑法 222 条） 2 年以下の懲役または 30 万円以下の罰金。心的外傷をあえたとみとめられた場合は、傷害罪（刑法 204 条・15 年以下の懲役または 50 万円以下の罰金）にあたる可能性もある。</p> <p>■強要罪（刑法 223 条） 生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、又は暴行を用いて、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者は、3 年以下の懲役に処する。</p>
<p>●SNS やメールで「5 万円持ってこい。持ってこなければどうなるかわかるだろうな」と脅した。そして、金を受け取った。</p>	<p>【恐喝罪】 具体的に金額を要求している場合は、恐喝罪となることがある。</p>	<p>■恐喝罪（刑法 249 条） 1. 人を恐喝して財物を交付させた者は、10 年以下の懲役に処する。 2. 前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする。</p>
<p>●児童買春</p>	<p>性的好奇心を満たす目的で金銭や対償を供与して 18 歳未満と性交渉または性交類似行為を持つこと。</p>	<p>児童買春をした者は、5 年以下の懲役又は 300 万円以下の罰金に処する。</p>
<p>●自分が撮影した写真なので、友だちや他人の写真をネットに無断で公開した。</p>	<p>【肖像権の侵害】 友人や知人が写っている場合は許諾が必要。無関係の人が写っている場合でも個人が特定できるようであれば、場合によっては「肖像権の侵害」となるので、許可を得るか、または画像を修正する。</p>	<p>不法行為による損害賠償（民法 709 条） 故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。</p>
<p>●別れた元交際相手の性的な画像や動画を、復讐目的でネット上に流出・拡散した。</p>	<p>【リベンジポルノ防止法】 性的な画像などを本人の同意なしに SNS や掲示板などに提供した場合は「公表罪」。拡散目的の場合は「公表目的提供罪」。</p>	<p>■リベンジポルノ防止法 「私事性的画像記録（物）」を不特定多数に公開した場合に 3 年以下の懲役または 50 万円以下の罰金。</p>
<p>●18 歳未満の裸の写真（自撮りも含む）をスマホに保存している。</p>	<p>【児童ポルノ禁止法（所持）】 性的目的で 18 歳未満の児童の裸や下着姿の画像や動画等を所持していること。</p>	<p>■児童ポルノ所持 自己の性的好奇心を満たす目的で、児童ポルノを所持した者は、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。</p>
<p>●18 歳未満の裸の写真を撮影した。（自撮りも含む）そして、SNS で友人に送った。</p>	<p>【児童ポルノ禁止法（作成者、提供者）】 性的目的で 18 歳未満の児童の裸や下着姿を撮影すること。その画像を他の人に渡すことは児童ポルノ禁止法にあたる。</p>	<p>■児童ポルノ製造、児童ポルノ提供 児童ポルノを提供した者は、3 年以下の懲役又は 300 万円以下の罰金に処する。提供の目的で製造した者も同様。</p>
<p>●18 歳未満の友だちの裸写真が回ってきたので、複数の友だちに送った。 または、その写真を SNS や掲示板などに掲載した。</p>	<p>【児童ポルノ禁止法（不特定多数への提供者・拡散）】 不特定多数のユーザーが閲覧できるような掲示板や SNS に児童ポルノを提供、画像データの送信をすることは、児童ポルノの公然陳列にあたる。</p>	<p>■児童ポルノ公然陳列 児童ポルノを不特定若しくは多数の者に提供し、又は公然と陳列した者は、5 年以下の懲役若しくは 500 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p>
<p>●付き合っている人から「自分も渡すから、あなたの裸の写真を送ってほしい」と言われたので、迷ったけれども自撮りした裸の写真を渡した。</p> <p>●SNS で知り合った相手に好意を持ったので「あなたの裸の写真が欲しい」とお願いした。</p>	<p>【佐賀県青少年健全育成条例違反】（2020.4.1 施行） 18 歳未満の青少年に対して児童ポルノ等の提供を求めることを禁止している。 条例には「何人も」「求めてはならない」とあるため、大人であろうが未成年者であろうが児童ポルノ等（自撮り画像も）の提供を求めること自体を禁止している。</p>	<p>■佐賀県青少年健全育成条例（第 22 条の 2） 何人も青少年に対し当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求めてはならない ア. 拒まれたにも関わらず提供するように求めた者 イ. 当該青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させ、又は当該青少年に対し、対償を供与し、若しくはその供与の約束をする方法により、当該提供を行うように求めた者は、30 万円以下の罰金。</p>